



平成 26 年 11 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 トーメンエレクトロニクス
代表者名 代表取締役社長 磯野 央 幸
(コード番号 7558 東証第一部)

問 合 せ 先 経営企画部長 寺 西 豊 史
(Tel. 03-5462-9666)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議、
全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定並びに
自己株式の消却に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 10 月 24 日付の当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成 26 年 10 月 24 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式（後記「I. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容」の②において定義いたします。以下同じです。）の取得について、本日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議したところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、本日から平成 26 年 12 月 24 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 26 年 12 月 25 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、平成 26 年 12 月 29 日を全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日（以下「基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式の株主の皆様をもって、平成 26 年 12 月 30 日を取得日として、その保有する全部取得条項付普通株式の全部（当社の保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき当社の A 種種類株式（後記「I. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容」の①において定義いたします。）6,000,000 分の 1 株の割合をもって交付する株主様と定めること並びに会社法第 178 条の規定に基づき、平成 26 年 12 月 30 日をもって、自己株式を消却することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、平成 26 年 10 月 24 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③までの手続による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得（以下「本完全子会社化手続」と総称いたします。）について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、平成 26 年 10 月 24 日付当社プレスリリース「I. 当社定款の一部変更」の「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－1」）」に記載の定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できるものとする事により、当社を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を更に変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株の取得と引換えに A 種種類株式を 6,000,000 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項の規定並びに上記①及び②による変更後の当社の定款の定めに基づき、株主総会の特別決議によって、当社は、全部取得条項付普通株式の株主（当社を除きます。以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）の皆様から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株の取得と引換えに A 種種類株式を 6,000,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、豊田通商株式会社（以下「豊田通商」といいます。）以外の全部取得条項付普通株主の皆様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。また、交付される A 種種類株式が 1 株に満たない端数となる全部取得条項付普通株主の皆様につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令等の定めに従い、最終的には金銭が交付されることとなります。

II. 各議案に係る承認決議

1. 種類株式発行に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち①）及び全部取得条項に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち②）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

また、本完全子会社化手続のうち②の定款変更は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。

本臨時株主総会における第1号議案に係る定款変更の内容は、平成26年10月24日付当社プレスリリース「Ⅰ. 当社定款の一部変更」の「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－1」）」に記載のとおりであり、また、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリース「Ⅰ. 当社定款の一部変更」の「2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－2」）」に記載のとおりです。

(2) 定款一部変更の効力の発生

本完全子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における承認可決をもって、その効力を生じております。

また、本完全子会社化手続のうち②の定款変更は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成26年12月30日をもって、その効力を生じます。

2. 全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続のうち③の全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含め、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

当該議案の内容は、平成26年10月24日付当社プレスリリース「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」においてお知らせいたしましたとおり、会社法第171条第1項の規定並びに本完全子会社化手続のうち①及び②による変更後の当社の定款の定めに基づき、取得日（後記「(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生」において定義いたします。）において、基準日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株主の皆様から当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、本完全子会社化手続のうち①による変更後の当社の定款の定めに基づき新たに発行するA種種類株式を6,000,000分の1株の割合をもって交付するものです。

なお、豊田通商以外の全部取得条項付普通株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

本完全子会社化手続のうち③の全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続のうち②の定款変更の効力が生じることを条件として、平成26年12月30日（以下「取得日」といいます。）をもって、その効力を生じ

ます。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が生じた場合、上記のとおり、当社は、取得日において、基準日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、本完全子会社化手続のうち①による変更後の当社の定款の定めに基づき新たに発行するA種種類株式を6,000,000分の1株の割合をもって交付するものです。当該交付がなされるA種種類株式の数は、上記のとおり、豊田通商以外の全部取得条項付普通株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数が1株に満たない端数となるように設定されております。

当社は、A種種類株式を全部取得条項付普通株式の取得対価として交付したことにより生じるA種種類株式の1株に満たない端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式を、会社法第234条の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、その端数に応じて各全部取得条項付普通株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、豊田通商に対してA種種類株式を売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、基準日において全部取得条項付普通株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に1,650円（豊田通商が平成26年7月10日から平成26年8月21日までの間実施した当社の普通株式に対する公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格と同額）を乗じた金額に相当する金額が当該株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

III. 自己株式の消却

1. 消却する自己株式の種類

普通株式

2. 消却する自己株式の数

16,174,000株（注）

（注）本完全子会社化手続のうち③により取得する全部取得条項付普通株式を含め、平成26年12月30日現在において当社が保有することとなる自己株式の全部となります。

3. 消却の効力発生日

平成26年12月30日

IV. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は、次のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更の件（本完全子会社化手続のうち①）の効力発生日	平成 26 年 11 月 28 日(金)
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成 26 年 11 月 28 日(金)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日 設定公告	平成 26 年 12 月 9 日(火)
当社普通株式の売買最終日	平成 26 年 12 月 24 日(水)
当社普通株式の上場廃止日	平成 26 年 12 月 25 日(木)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日	平成 26 年 12 月 29 日(月)
全部取得条項に係る定款一部変更の件（本完全子会社化手続のうち②） の効力発生日	平成 26 年 12 月 30 日(火)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付（本完全子会社 化手続のうち③）の効力発生日	平成 26 年 12 月 30 日(火)
自己株式の消却の効力発生日	平成 26 年 12 月 30 日(火)

以 上